

○大田市文化・スポーツ大会等出場激励金交付要綱

平成30年3月27日

告示第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大田市における文化・スポーツ活動等の奨励と振興を図るため、各種全国大会等に出場する個人又は団体に対して交付する激励金について必要な事項を定めるものとする。

(対象大会)

第2条 激励金の対象となる大会は、別表第1に定める大会とする。

(交付対象者)

第3条 激励金の交付の対象者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、前条に規定する大会に出場する個人又は団体とする。ただし、大会出場に際し、市から他の補助金等の交付を受けた個人又は団体は、この限りでない。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に活動の本拠地を有する団体又は当該団体に所属する者

(3) 市内出身者で市長が必要と認める者

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、別表第2のとおりとする。

(交付の手續)

第5条 激励金の交付申請をしようとする者は、激励金交付申請書(別記様式)に関係書類を添えて、事前に市長に提出しなければならない。ただし、事前に交付申請することが困難な場合は、大会終了後30日以内に限り、事後に交付申請することができる。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に、激励金を交付するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症に係る激励金の特例)

2 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置として、大会の開催方法が作品（映像を含む。）のみの参加に変更された場合における激励金については、第5条中「30日以内」とあるのは「市長が別に定める日まで」と、別表第1備考中「作品のみ参加する場合は、対象としない」とあるのは「作品（映像を含む。）のみ参加する場合であっても、対象とする」と、別表第2備考中「2 団体の構成員が同一大会の個人種目に出場する場合は、個人又は団体のいずれか一方とする。」とあるのは「

2 団体の構成員が同一大会の個人種目に出場する場合は、個人又は団体のいずれか一方とする。

3 作品（映像を含む。）のみ参加する場合にあつては、上記金額の半額を激励金として交付する。

」とする。

附 則（平成30年告示第141号）

この告示は、平成30年9月20日から施行する。ただし、別表第1中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める改正規定は、平成35年1月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第11号）

この告示は、令和3年1月14日から施行する。

附 則（令和4年告示第114号）

この告示は、令和4年5月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年告示第172号）

この告示は、令和4年12月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

<p>文化 部門</p>	<p>全国健康福祉祭（ねんりんピック） 一般社団法人全日本吹奏楽連盟が主催する全国大会 一般社団法人全日本合唱連盟が主催する全国大会 公益社団法人全国高等学校文化連盟が主催する全国大会 全国高等学校長協会等、その他の全国の高等学校長により組織する団体が主催する全国大会 公益社団法人日本将棋連盟が主催するアマチュアの全国大会 公益財団法人日本棋院が主催するアマチュアの全国大会</p>
<p>スポ ーツ 部門</p>	<p>国民スポーツ大会 全国障害者スポーツ大会 公益財団法人日本スポーツ協会加盟の競技団体の中央組織が主催する選手権大会 全国高等学校総合体育大会 全国高等学校選抜大会 全国高等学校野球選手権大会 選抜高等学校野球大会 全国高等専門学校体育大会 全国高等学校定時制・通信体育大会 全国高等学校体育科・コーススポーツ大会 全国中学校体育大会 ジャパンパラ競技大会 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会加盟の競技団体の中央組織が主催する選手権大会 全国健康福祉祭（ねんりんピック） オリンピック競技大会</p>

公益財団法人日本スポーツ協会及び加盟の競技団体が選手を派遣する国際大会 パラリンピック競技大会 デフリンピック競技大会 公益財団法人スペシャルオリンピックス日本（以下「SON」という。）が主催する全国大会及びSONが選手を派遣する国際大会
その他市長が認めた上記に準ずる各種全国・国際大会

備考

- 1 県の予選会又は県規模の選考を経ずに出場する大会及び政治団体、宗教団体、競技流派団体等が主催する大会は、対象としない。
- 2 作品のみ参加する場合は、対象としない。

別表第2（第4条関係）

区分	個人	団体（上限）	備考
国際大会	30,000円	300,000円	団体の構成員が10人に満たない場合は、構成員1人当たり30,000円を乗じた額
全国大会	10,000円	100,000円	団体の構成員が10人に満たない場合は、構成員1人当たり10,000円を乗じた額

備考

- 1 団体の構成員は、大会の要項等に定められた出場者の人数とし、監督、コーチ及びその他指導者として帯同する者は含まない。
- 2 団体の構成員が同一大会の個人種目に出場する場合は、個人又は団体のいずれか一方とする。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

大田市長 様

申請者 住所

氏名

(団体名：)

電話

激励金交付申請書

激励金の交付を受けたいので、大田市文化・スポーツ大会等出場激励金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

大会名	
出場種目等	
開催地	
開催日	年 月 日 ～ 年 月 日
添付書類	①大会開催要項 ②大会出場者名簿（団体の場合） ③その他（)

激励金受領方法（現金払・口座振込）※振込の場合下記の記入

金融機関名		本支店等名	
口座番号	(当座・普通)		
(フリガナ) 口座名義人			